

林業・木材産業成長産業化促進対策
変更事業構想

三重県

1 地域の概要

(1) 社会的・経済的立地条件

日本のほぼ中央の太平洋側に位置する三重県は、紀伊半島東部に沿って南北約 170 km、東西約 80 km と南北に細長い県であり、美しい自然や恵まれた食材、多彩な文化、伝統技術などさまざまな資源を有する地域です。

また、中京圏や関西圏ともほど近く、高速道路網の整備が進みつつあるなど、物流アクセスの面でも恵まれており、多くのものづくり産業が集積する地域となっています。

(2) 森林・林業の特徴

本県の森林面積は、県土の約 64% にあたる 372 千ヘクタールとなっており、国有林が少なく全体の 94% が民有林で、さらに県行造林地や市町有林などを除いた私有林が 82% を占めており、民間が主導する形での林業経営が行われてきました。

県内の植林の歴史は古く、尾鷲地域では、約 400 年前の江戸時代初期には人工造林が始まったとされており、海上交通によって古くから関東圏との取引が行われ、「尾鷲ヒノキ」として高い評価を受け、産地銘柄材として流通してきました。

また、松阪市の波瀬地域では、隣接する吉野林業の影響を受け、江戸中期にはスギの人工造林が本格的に始まったといわれ、現在も高い林齢の人工林が残っています。

明治以降、県内各地で積極的なスギ・ヒノキの人工造林が進められ、特に、戦後の拡大造林の進展により、民有林の人工林率は 63% となり、全国平均の 46% を大きく上回っています。

施業体系については、尾鷲地域や波瀬地域などの影響もあり、密植して枝打ちや間伐を繰り返すことで、通直・完満・無節の優良材生産を行う林業が県内各地で普及してきました。

また、豊富な森林資源を背景に、小規模ではあるものの多数の製材工場が操業してきました。特に松阪地域は、古くから林業が栄えた櫛田川流域や宮川流域の川下にあり、名古屋や大阪などの消費地に近いという立地条件もあって、木材の加工・集散地として発展してきました。

(参考) 県内の森林資源の現況 (平成 29 年度末時点)

森林面積 : 372 千ヘクタール	民有林面積 : 349 千ヘクタール
私有林面積 : 305 千ヘクタール	民有林人工林面積 : 218 千ヘクタール

2 林業・木材産業の成長産業化に向けた現状、課題及び取組方針

(1) 現状と課題

県内の森林は、人工林面積の 6 割以上が 50 年生を超えるなど利用期を迎えており、林業・木材産業の成長産業化に向けて、素材生産量の増大を図ることが必要です。しかしながら、長引く木材価格の低迷により、利用期を迎えた人工林の多くが活用されない状況が続くとともに、適切な管理が行われない森林や所有者・境界が不明確な森林が増加しています。

また、県内で、大型合板工場や複数の木質バイオマス発電所が稼働し、合板用材となる B 材や、チップ用材となる C 材への需要は大幅に高まっていますが、住宅着工戸数の大幅な増加が見込めない中、建築用材となる A 材の需要は減少傾向にあります。

こうした A 材需要の減少や、人件費の上昇などを背景とする林業の採算性の悪化により、伐採後の再造林費等が負担となり、多くの森林所有者が主伐を控えている状況です。

また、主伐・再造林を行っても、ニホンジカ等の食害により更新が困難になるなど、森林所有者の主伐意欲はさらに減退しています。

(2) 取組方針

このため、本県では、素材生産量の増大や豊富な森林資源の循環利用に向けて、主伐・再造林や搬出間伐の促進等に取り組むとともに、森林経営計画に基づく森林施業の集約化や、路網・高性能林業機械の整備等による生産体制の強化に取り組めます。

また、製材工場等から必要とされる原木の安定供給体制の構築を進めるとともに、A材の需要拡大に向けて、公共建築物等の木造・木質化等を促進します。

3 成長産業化により目指す地域の林業・木材産業の将来像

県民の皆さんにとって望ましい将来像として、次のような姿をめざします。

(1) 林業が誇りある産業として、地域を支えている

林業が中山間地域の重要な産業として確立するとともに、林業が担っている役割や影響について県民の理解が進み、林業関係者が誇りを持って働いています。

(2) 森林環境に配慮しながら、持続可能な林業経営が行われている

森林資源を安定的に供給し、経済的にも収益を確保しながら、森林の持つ公益的機能に配慮した持続的な林業経営が行われています。

(3) 林業や木材産業の関係者等が連携し、消費者ニーズに対応したビジネスを展開している

林業や木材産業、建築業などの事業者自らが生産から販売まで意欲的に取り組み、川上から川下までの関係者が連携するなど、消費者のニーズに的確に対応した戦略的な活動が行われています。

(4) 森林の持つ多様な資源や地域の特色が生かされている

歴史的背景や自然環境、地域産業などの地域の特色を生かした林業経営や地域の森林資源を生かした新しいビジネスが展開されています。

4 林業経営体の現状、課題及び育成方針

(1) 現状と課題

利用期を迎えた森林資源を最大限に活用し、県内の木材需要に応えるためには、伐採から再造林の循環を確実なものとし、持続可能な林業経営を行う経営体の存在が不可欠です。

平成31年2月末現在、県内では、47の認定林業事業者が素材生産や造林・保育等の事業を行っており、今後、これらの認定林業事業者を中心とする事業者が相当程度の事業量を確保し、高い生産性や収益性を実現するなど、森林所有者及び林業従事者の所得向上につながる効率的かつ安定的な林業経営を実現していくことが必要です。

(2) 育成方針

このため、林業・木材産業成長産業化促進対策交付金（以下、「交付金」という。）を活用して境界の明確化を進め、森林を集約化し、意欲と能力のある林業経営体の事業量を拡大させることで、高性能林業機械を効果的に利用して、高い生産性と収益性を確保できる林業経営体の育成に取り組めます。

また、地域における自伐林業グループなどによる将来的な林業経営の集約化に資する森林管

理及び資源利用等の取組を支援します。

さらに、林業は他産業に比べて労働災害の発生率が高い状況にあることから、交付金を活用して安全衛生指導員の養成や巡回指導等に取り組み、林業経営体の労働安全管理体制の整備を進めます。

5 森林の経営管理の集積・集約化の現状、課題及び取組方針

(1) 現状と課題

本県では、平成 24 年度の森林経営計画制度の開始以降、森林組合等が小規模零細な森林所有者から森林経営の委託を受けて属地計画を作成し、施業の集積・集約化に取り組んできたところであり、平成 29 年度末時点で 54,462ha の森林で森林経営計画が作成されています。

しかしながら、地籍調査の進捗が低位なことに加え、森林所有者の高齢化・不在村化、世代交代に伴う森林への関心の低下等により、取組当初に比べ、境界の明確化と森林経営計画の作成を進めにくい地区が多くなってきています。

(2) 取組方針

このため、交付金の活用によって森林施業プランナー等による森林所有者への働きかけ等を強化し、森林境界の明確化及び森林経営計画の作成を推進します。

6 間伐及び主伐・再造林の現状、課題及び取組方針

(1) 現状と課題

本県では、木材価格の低迷や、ニホンジカの獣害被害などによる森林所有者の経営意欲の減退が素材生産量の伸び悩み（平成 29 年度の県産材（スギ・ヒノキ）素材生産量：323 千 m³）につながっていることから、林業の採算性向上に向けて、植栽～保育にかかる育林コストの低減や、素材生産の生産性向上等に取り組むことが必要です。

また、大型合板工場の稼働に伴う B 材需要や、木質バイオマス燃料用の C 材需要が増大していることから、川上から川下までの関係者が連携し、協定等に基づく原木の安定供給体制を構築していくことが必要です。

(2) 取組方針

このため、交付金の活用によって、主伐と再造林の一貫作業システムの導入等を進めるとともに、必要な苗木の確保と造林作業の低コスト化が期待できるコンテナ苗の生産を促進します。

また、素材生産の生産性向上に向けて、高性能林業機械等の整備を進めるとともに、製材工場等から必要とされる原木を安定的に供給していくため、意欲と能力のある林業経営体が実施する搬出間伐を積極的に支援します。

7 路網整備の現状、課題及び取組方針

(1) 現状と課題

本県では、急峻な地形や多雨など、厳しい自然条件の下、路網整備を進めてきたところであり、林内路網密度は平成 30 年度末時点で 20.9m/ha となっています。こうした中、高性能林業機械等を活用した効率的な森林整備を実現していくためには、地形等の自然条件に応じた丈夫で簡易な路網の整備をさらに進めていくことが必要です。

(2) 取組方針

このため、交付金の活用によって、森林作業道を整備し、森林整備の効率化を図ります。

8 山村地域の防災・減災や森林資源の保全に関する現状、課題及び取組方針

本事業による取組予定なし。

9 木材加工・流通の合理化等に関する現状、課題及び取組方針

(1) 現状と課題

素材生産量の増大に向けた取組を進める中、木材の取扱量が増加する原木市場の仕分け作業等をより効率化することが必要です。

(2) 取組方針

このため、交付金の活用によって、原木市場で活用する木材集出荷用機械を整備し、木材流通の円滑化を図ります。

10 木材需要の創出等に関する現状、課題及び取組方針

(1) 現状と課題

県内の製材品出荷量は、建築様式の変化や住宅着工数の減少等により年々減少傾向となっており、平成29年度の出荷量は154千m³となっています。

また、県内の低層の公共建築物の木造率は、全国平均(28.8%)をわずかに上回る29.4%(H29年度)にとどまっています。

こうした中、新たな木材需要を創出し、林業の成長産業化を実現していくためには、低層の公共建築物等、非住宅分野における木材利用を推進していくことが必要です。

(2) 取組方針

このため、交付金の活用によって、低層の公共建築物等の木造・木質化を推進し、地域内における製材品のサプライチェーンの構築及び木造建築の設計監理のノウハウ等の定着を図ります。

11 特用林産物の生産に関する現状、課題及び取組方針

(1) 現状と課題

特用林産物については、栽培きのこ類の生産額が本県林業産出額の約3割を占めるなど、山村地域における貴重な収入源となっており、地域の活性化に重要な役割を果たしています。

また、食の安全・安心が求められる中で、県産特用林産物を県民の皆さんが、安全で安心に選ぶことができる環境づくりを進める必要があります。

一方、県内におけるきのこ類の総生産量は、平成元年以降減少傾向で推移しており(平成29年の生産量は2,682t)、安全・安心な県産特用林産物を安定的に供給できる体制を整備していくことが必要です。

(2) 取組方針

このため、交付金の活用によって、特用林産物生産施設の整備を行い、生しいたけ(菌床)

の生産量の増大を図ります。

12 林業と木材産業の連携に関する現状、課題及び取組方針

(1) 現状と課題

本県の林業経営の安定化を図り、林業・木材産業の成長産業化を実現していくためには、川上から川下の関係者が連携して、木材の安定供給体制を構築するとともに、建築用材となるA材の需要をしっかりと確保していくことが重要です。

(2) 取組方針

このため、交付金の活用によって、間伐材の供給等に取り組む中で、素材生産業者や原木市場、木材産業関係者の連携を促進し、流通の合理化や協定等に基づく原木の安定供給体制の構築を進めていきます。

また、交付金を活用した木造公共建築物の整備にあたっては、意欲と能力のある林業経営体が生産した地域材を利用した製材品を積極的に調達し、地域の森林・林業を担う林業経営体の育成にもつなげていきます。

13 事業実施期間

平成 30 年度～令和 4 年度

14 目標を定量化する指標

<木材供給量の目標>

(単位：千 m³)

	平成 28 年度 (実績)	令和 4 年度 (目標)
木材供給量	316	367

※ 国産材の供給量について、直近年(度)の実績及び事業実施期間の終期等の目標を記載する。

目標	メニュー		指標	令和4年度 (目標)
安定供給体制 の整備推進	間伐材生産		間伐材生産経費(円 /m ³)の減少率	5%
	高性能林業機械等の整備		労働生産性(m ³ /人 ・日)の増加率	13%
木材利用及び 木材産業体制 等の整備推進	木材加工流通施設等の整備		地域材利用量(m ³) の増加率	6%
	木造公共建築物等の 整備	木造化(補助率 1/2以内)	事業費当たりの木 材利用量 (m ³ /百万円)	2
		木造化(補助率 15%以内)		-
		木質化		-
	木質バイオマス利用 促進施設の整備	未利用間伐材等 活用機材整備	事業費当たりの木 質バイオマス利用 量(m ³ /百万円)	-
		木質バイオマス 供給施設整備		-
		木質バイオマス エネルギー利用 施設整備		-

※ 上表の指標については、別表2に定める事項を記載することとし、事業実施期間の終了年度の目標を記載すること。